

木造住宅の耐震補強設計審査について

各市町村木造耐震ご担当者 様

(一社)和歌山県建築士会 耐震診断・判定委員会
担当副会長 中西 重裕
委員長 柳川 廣美

いつもお世話になっております。さて来年度(令和3年度)からの木造住宅耐震補強設計審査について、下記の項目をお知らせします。

1. 設計審査

- ・和歌山県建築士会では、以下の観点から設計審査を実施しています。
 - 1) 税金を補助金として使用する事業であること。
 - 2) 補助金の不正受領等の悪徳業者の排除。
 - 3) 耐震補強の普及に、効果的な耐震工法等の施工状況を把握するため。
- ・設計審査は、審査された物件の評点を保証するものではありません。あくまでも、提出された書類を審査するもので、図面と計算書の整合性を確認するものです。建物全体の調査確認を行えない耐震補強工事では、完璧な評点を算出することは不可能です。想定による設計部分が多くなります。

2. 変更審査は行わない。

- ・国家資格を持ち事務所登録をした設計者が、責任を持って設計監理を行っています。施工中に設計変更があった場合は、設計者が責任を持って、変更図面と変更計算書を作成提出する事が必要です。
- ・ただし、以下のような場合であれば、再審査も必要かと考えます。
 - 1) 階数が変わった場合
 - 2) 大幅な増築や減築があった場合これらの場合は、変更審査で無く再審査です。建築士会としては別物件扱いとします。

3. 設計変更はあって当然

- ・耐震診断は、非破壊調査が原則です。工事が始まれば、想定した柱が無かったり、想定外の筋違いがあったり、その都度、補強計算をして工事を進めています。まったく変更の無い現場の方が少ない状況です。
- ・工事中または竣工後に変更図面および変更計算書が提出され、疑問点があれば設計者にご連絡して下さい。設計者がその疑問に答えるのが本来の流れです。もし、設計者が解決できない事項があれば、当委員会で設計者からの相談を受け付けます。
- ・市町村のご担当者が、他の建築士に相談するのは避けて下さい。それは耐震補強した設計者への誠実な対応ではありません。また、設計者と市町村から相談された建築士の間でトラブルになる可能性もあります。まずは、設計者に相談確認して解決を目指して下さい。

4. 筋違いの扱いについて

- ・既存筋違いの扱いについては3通りの考え方があります。
 - 1) すべての筋違いを入っていないものとして設計する。
 - 2) 目視できた筋違いだけを評価する。
 - 3) 目視筋違いならびに想定筋違いを評価する。すべての筋違いを調査することは現実不可能で、設計者により色んな考え方があります。筋違いの扱いに関しては正解がありませんので、担当設計者が責任を持って判断するしか無いと考えます。

耐震補強工事は新築住宅の設計のようには行えません。今、新築されている住宅の耐震評点は、ほとんどが『1.5』以上だと思われます。補強工事でそこまでの評点を求めるのは、全体的に見れば非現実的です。それでも、少しでも評点のアップにつながり、木造住宅の耐震化につながればとの想いで、耐震化事業に取り組んでいきます。ご理解の程よろしく願いいたします。